税務関係部課長会議　会議録

1日　時　令和５年10月17日(火)午後１時30分～午後２時40分
2会　場　愛知県自治センター4階　大会議室
3当番市　豊明市
4出席者　県･･･総務局総務部市町村課　税政グループ　課長補佐　服部 真
　　総務局総務部市町村課　税政グループ　主査　安井 裕美子
　　市･･･名古屋市　税務システム推進課長　神谷 勝美　始め37市
　　市長会事務局･･･行政係長　瀧田 崇司
　　財政係長　成瀬 博幸
5内　容

市長会事務局　成瀬
　定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより税務関係部課長会議を開会します。本日は、業務ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、お忙しいところ、ご臨席賜りました。愛知県の皆様方には、心より御礼申し上げます。私は進行を務めさせていただきます。愛知県市長会事務局の成瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
　さて、愛知県市長会では15部門に分けて、各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この税務関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただくといったことを目的として例年開催しています。
　本日の会議においても積極的に議題を持ち寄りいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。
　それではまず初めに、ご多忙の中ご出席賜りました愛知県の皆様方を紹介します。総務局、総務部、市町村課課長補佐服部誠様。同じく市町村課、主査安井裕美子様。
　それでは、県を代表しまして、総務局、総務部、市町村課、服部様よりご挨拶をいただきます。

愛知県　服部
　愛知県市町村課税政グループで課長補佐をしております服部でございます。本日は会議への出席、また発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃から適正な税務行政にご尽力をいただきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。
　また、今年度は３年に１度の固定資産税の評価替えの年であることから、例年以上に皆様に事務上のご負担をお願いしているところでございます。重ねてお礼を申し上げたいと思います。
　私からはこの機会にいくつか皆様方に情報提供、或いはお願いをさせていただきたいと思います。
　まず１点目でございますが、本日の議題となっております、森林環境税でございます。森林環境税につきましては、令和６年度からいよいよ課税開始というところでございます。
　具体的な事務の内容については総務省の方からも適宜、示されてございまして、その

都度、情報提供させていただいているところではございますが、実際の事務に当たりましては、皆様方と愛知県とのやりとりが中心となってまいります。
　こうしたことから、7 月に事務上の取扱いについて、Q＆A という形で本県税務課が作成したものをご提供させていただいたところでございます。
　国の方針がまだ固まってない、或いは示されてないという部分もございまして、まだまだ未定の部分も多くございます。
　現状でお示しできる限りのことをお示しさせていただいているところでございますが、今後も、国の方針がまとまり次第、Q&A を改正し、情報提供させていただきたいと考えておりますので、ご承知おきをいただければと思います。
　また、森林環境税は、一旦は国税という形で国に納付されますが、最終的には森林環境譲与税としてその全額が地方に譲与されるというものでございます。
　従いまして、この森林環境譲与税の使途について非常に高い関心を持たれているところでございまして、国の言葉を借りれば、納税者の方に気持ちよく森林環境税を納税いただくために、その活用の方法を納税者の皆様にご理解をいただく取組が重要であると考えております。
　10 月 10 日に総務省が作成をいたしましたチラシを配布させていただいておりますし、また近いうちに、国が作成したポスターも提供される予定です。こうしたものも活用していただきながら、積極的な周知に取り組んでいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。
　次に 2 点目でございます。愛知県の超過課税であります「あいち森と緑づくり税」でございます。
　すでに情報提供させていただいているところではございますが、愛知県の 9 月議会で、課税期間を 5 年間延長するという条例改正案を提案させていただいているところでございます。
　現在審議中ではございますが、今月 19 日、議会閉会日に採決が行われるという予定となってございます。
　条例が公布されましたら、税務課から正式なご連絡させていただくことになりますが、私どもの方からも速やかに情報提供をできるように対応してまいりたいと思いますので、ご承知おきをいただければと考えております。引き続き、市町村課としましても、こういった情報提供や皆様方からのご相談に様々応じてまいりたいと考えております。
　森林環境税やあいち森と緑づくり税についてご質問等ありましたら、ご相談いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。
　それでは最後になりますが、本日の会議、ぜひ活発な意見交換をしていただきまして、今後、各市の税務行政はもとより各市の市政の発展に資するものとなりますよう、ご祈念をさせていただきまして、私からの挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いをいたします。

市長会事務局　成瀬
　ありがとうございました。
　ここからは資料に沿って進めさせていただきます。不足資料がございましたらお申し出ください。それでは、次第 3、議題に入ります前に、前回会議におきまして、市制施行順により、今年度の会議進行の議長当番者として、豊明市さんに決定しております。
　豊明市税務課長、加藤様、よろしくお願いします。

豊明市　加藤

豊明市税務課加藤と申します。今回議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題の協議に入らせていただきます。各市の状況は前もって配布ししていただいておりますので、各市の状況の発表はとり行わず、議題ごとに、まず提案市からの趣旨説明。次に私から取りまとめ状況の説明を簡単に行わさせていただきます。

その次に各市において回答の補足説明がある場合は、補足説明そして、他の市の状況を確認したい場合には聞かせていただきまして、最後に必要に応じて、愛知県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきます。

また、この会議は、要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆さんの活発な意見と情報共有をお願いいたします。

それでは議題 1、管理不全建築物等及び空き地の所有者情報の提供について、議題を提出いただきました小牧市さんより趣旨説明をお願いいたします。

小牧市　澤田

小牧市の澤田です。どうぞよろしくお願いします。

まずこの内容につきまして書かせていただいたものから、一部読まさせていただきます。本市では、市内にある建築物及び空き地等、空き家管理不全な状態になることを防止することを目的に、小牧市建築物等及び空き地等の適切な管理に関する条例を制定し、昨年度ですか、4 月 1 日から施行しています。

これにより、所有者においては、適切な管理をするものとし、市においては、目的の達成のため、必要な施策を適切に実施するものとし、庁内外での関係機関に対して、連携または協力を求め、所有者等に対する情報の連携提供、助言その他必要な支援を求めることとしています。

またこの条例において、それを受けて当課へ他課から、特に都市政策課とかそういうとこですね、他課らの情報、所有者の情報の照会がありますが、従来から、登記上の所有者に関する情報以上の回答をしておりません。

つきましては、関係機関等に対する管理不全建物、土地に関する所有者情報の提供状況についてご協議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

豊明市　加藤

回答状況の概要なんですけども、全 38市中、アの情報提供してないという回答があった市が 3 市で、イの所有者に関する情報のみを提供しているという回答をされた方が11市、ウの納税管理など、送付先状況についても提供しているが、17 市で、エのその他が 7 市でございました。

ただその他においても、概ね情報提供するという方向で報告の内容でありました。

各市でご回答いただいてるところではございますけれども、補足説明したい市がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

小牧市さんの方で、特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

小牧市　澤田

それでは 2 点。まず、アと回答された 3 市のうち、名古屋市様にお聞きします。

管理不全建物土地に関する所有者情報の提供。税部門、担当部門で該当しないって

こと。対象物件の所有者情報は担当部署が調査されるということでよろしかったでしょうか。把握していれば、お聞かせください。

名古屋市　神谷

名古屋市役所の財政局税務部の税務システム推進課長の神谷と申します。よろしくお願いしたいと思います。

今回のこの件につきましてはですね私ども名古屋市としましては、空き家等の特別措置法に規定されています空き家等につきましてはですね、これにつきましては法に則して、総務省から通知が出ておるというところでございまして、それに伴う空き家等の所有者とそれから送付先の情報ですね、そういったことにつきましては提供を行っておりますが、ここで空き家等に該当しない建築物とそれから空き地につきましては、法等とそれから通知等もないという定めがないというところからですね、情報提供を行っていないという形をとってございます。

そういった結果でございますので、担当部署の方で調査をしているのではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

小牧市　澤田

もう１点すいません。ウと回答した 17 市のうち、豊橋市様にお聞きしますが、管理不全土地に関する情報提供依頼についても、同様に、送付先情報を提供しているかどうかお聞かせください。

その場合、空き地等対策の特措法を根拠にしてるのか、それとも、他の根拠あるのかお聞かせください。

豊橋市　林

豊橋市の市民税課長の林です。よろしくお願いします。

豊橋市としましては、地域福祉増進事業等に関わりのある等、所有者不明土地に関しましては、所有者不明土地と特措法第 43 条第 1 項または第 2 項によりまして、情報提供しています。地域福祉増進事業等に関わりない等管理不全土地については、情報提供は行っておりません。以上です。

豊明市　加藤

よろしいですか。小牧市さん。

小牧市　澤田

はい。

豊明市　加藤

他によろしいでしょうか。では特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントございますでしょうか。

愛知県　服部

それでは一言申し上げたいと思います。

適切な管理がされてない空き家、この影響が非常に深刻になっているということで、法律に先行して条例を制定された団体さんがいくつかございました。

県内ですと、10 年ぐらい前に蒲郡市さんが最初に条例を制定されて取り組み始めたと記憶しておりますけれども、こうした全国的な流れを受けて国において特別措置法が制定をされて平成 27 年から施行されているという状況でございます。

この法律の施行の目的の中の一つとしまして、地方税法の守秘義務の規定と条例による調査権の限界ということで、法律で規制されているものに対して、条例を根拠とした情報提供はできないということが全国的に課題となっていたということがありましたので、特措法第 10 条で固定資産税に係る情報を必要な範囲で内部利用ができるという規定が盛り込まれたと承知をしているところでございます。

従いまして、市条例を根拠とした調査では提供できない情報であっても、特別措置法を根拠とした調査であれば情報を提供できる場合もございます。

市の担当課さんの方で条例を根拠とするのではなく、特措法を根拠として調査をするという調整をされれば、場合によっては情報提供が可能な場合もございます。ただ一方で、空き地についてはこの特措法の対象になっておりませんので、条例と特措法の対象範囲をよくご確認をいただいた上で、法律の範囲であれば法律を根拠とした調査をしていただく、或いは条例の場合は、地方税法上の守秘義務違反等の可能性がありますので、こういった点にはご注意をいただいてご対応いただければと考えております。

この特措法の運用については、国交省と総務省から平成 27 年 2 月 26 日付で文書が発出されておりますので、一度ご確認をいただければと考えております。以上でございます。

豊明市　加藤

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。なければ議題 1 につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、議題 2 の、森林環境税の減免要件について、議題を提出いただきましていただきました、大府市さんより説明をお願いいたします。

大府市　杉江

大府市の税務課長杉江でございます。よろしくお願いします。

議題 2 ですけれども、令和 6 年度からご存知の通り、森林環境税が創設されることに伴いまして、森林環境税の免除も行われると、国の示す、森林環境税の免除要件は具体的なところで数値基準が今ない状態で、災害、生活保護、失業配慮失業者以外の理由での合計所得等の前年に対して厳しく減少した場合、またやむを得ない、多額の支出をした場合、所有する資産について損害を受けた場合とするなど、担税力について一定の弁済するような事由。

事実が生じる場合であってもその収入等の状況も勘案した上でですね算定を行うものと指定されておりますけど、この国の示す基準からは具体的な免除の要件がなくて市町村により総合的に判断するものと考えられているところですが、同じ交付税の森林環境税で、市町村跨ぐ場合、要件が隣の市と変わってくる場合も想定されるかなというところもありますのである程度全体、固まったところの地域としてですね県内の基準が近しいことっていうことが納税義務者から見たときの視点が大事ではないかなと思っておりますですので、今回ですね県内の各市の皆様の検討状況等をお伺いすることで参考とさせていただくそんな思いで議題とさせていただいた次第でございますので、いろいろ忌憚のないご意見いただければ、情報交換等できればですね、よろしいかなというところ思っております。以上です。

豊明市　加藤

ありがとうございました。

回答状況の概要ですけども、若干記載等異なるところがありますけども、特に所得が減少した方に対する減免については、市民税の減免基準になるべく合わせていこうと、合わせていく予定だと言われる記載があった市が大体 26 市、検討中というのが、9 市、その他が 3 市ということ、というふうにお見受けしました。

ご回答ありがとうございました、各市でご回答いただいてるとこでございますけども、補足説明したい市がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

では大府市さんの方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

大府市　杉江

それではですね 4 点といいますか、最初に名古屋市さんの方にお伺いしたいというところがあります。住民税のですね所得減少の要件のみを森林環境税の免除対象とする予定であるのかどうかというところとあわせてですね。

この雇用保険の減免の要件を満たすような方は所得減少の住民税の要件を満たす満たさないとそういった免除を行い、行わないような予定でいいのかどうかというのをお伺いしたいところです。 以上です。

名古屋市　神谷

名古屋市ですけどもまず二つご質問いただきましてまず 1 点目ですが、住民税の所得減少の要件のみを、というところでございます。

それに関しましてはですね基本的には先ほど言われたように市民税の減免基準に合わせた住民税のですね今私ども減免条例で定めているんですけども、その基準に合わせていこうという中でですね、その中にご回答でも書いたようにですね名古屋市の減免条例第2条第 1 項第 8 号ですね、所得の激減者のですね、2 分の 1 の額に、減少すると認められるものといった規定がございまして、こういった所得減少の要件というところに関しましてはこういった今ある減免の条例の規定をですね。原則として適用していくといったところで今現状では考えているところでございます。

それ以外には森林環境税の中で、災害だとか、あとそれが生活保護こういったところの減免に関しては、規定されてるところに関しては、それはそれで適用していくといったところで考えているところでございます。

まず 1 点は以上でございましてあと 2 点目の雇用保険減免の要件の関係でございますが、一つ言えますのは、この雇用保険減免確かにこれもですね、私どもの名古屋市の減免条例の中で定めてございます。

ただ、森林環境税の中ではですね、この雇用保険減免等の規定は存在しませんで、基本的には所得減少といったところでございますそういったこともございまして、住民税の雇用保険減免の要件を満たすことのみをもってですね、森林環境税の所得減少の要件という形で提供していくということに関しましては、やっぱり基本的に、森林環境税で言うところのですね定めを見ますとやっぱりその年の合計所得金額の見込み額が前年中の合計所得金額に比べて著しく減少したと。いったところがございますので雇用保険減免を満たすだけではこういったところは言えないと、いうふうに判断しておりまして、そ

ういうところからですね、この雇用保険減免の要件だけをもってですね、免除を行わないということにさせていただいております。以上でございます。

大府市　杉江

ありがとうございました。

それでは、2点目で、岡崎市さんなんですけれども、死亡者に対する減免は森林環境税を対象としないとお示しいただいておるところですけれど、所得要件により担税力を図り、減免の対象とする、そのようなことは、やっぱり困難で、はないかなというふうな考えなんでしょうか。以上です。

岡崎市　柴田

追加で質問が来たと思うんですけども、これって誰の担税力を見るんですかね。

相続人ですか。要は亡くなった方の担税力を持ってというのは、相続人の方の担税力なのか、その死亡した方の

大府市　杉江

基本的にはですね亡くなってる方というふうに考えているんですけど

岡崎市　柴田

亡くなってる方の担税力ていう考え方。疑問があるんですけども。資産があれば納税できるんじゃないですかっていうのもありまして、そういった死亡者の担税力という考え方自体が成立するのかっていうことで、岡崎市は、いずれにしても適用しない死亡という。国からの QA につきましても、ただ死亡というとこでは無理だと QA も出てますので、適用するつもりはございません。

豊明市　加藤

はい。ありがとうございます。よろしいですか。今の件で何か。

碧南市さん

碧南市　池田

碧南市の池田です。死亡減免について今回それぞれ各市さんの回答の中でも、今行っている減免と同様に行うというところもあれば、行わないというところもある中で、Q&A の見方なんですけども、勤労者、学生とか生徒の方については、担税力にも慎重に見極めた上でという、細かい回答があるんですけども、死亡については減免の対象となりえないという認識で問題ないかということについては、お見込みの通りと一旦断言をして、ただし、そのあとで単に死亡したことのみをもって森林環境税の免除の対象とはならないという、単に死亡したことのみをもってということの解釈を、担税力等を含めて考えるか考えないかというところに、大変疑問を持っていまして。

私は、初めこれを見たとき、お見込みの通りということが出ているので、実際に本市では死亡減免やっているんですが、森林環境税はやらないと思ったんですが、今回皆さんの回答を見たときに、今の住民税の減免と同じやり方の方が、事務的にも、都合がいいというか効率的ということがあるので、もしそういった解釈ができるなら、同じように死亡減免やっていきたいなと思ってますので、その辺で何か解釈とか、情報を持ってみえるところがあったら教えていただきたいなと思ってます。

豊明市　加藤
　どうでしょうか。森林環境税の死亡減免について何かご意見がある市がありましたら、挙手をお願いしたいというふうに思いますが。
大府市さん、どうぞお願いします。

大府市　杉江
　これ全体のところもあるんですけど、例えばその担税力っていうところで見たときに市が、国税であるかもしれませんけれども総合的に判断してください。
　例えば納税義務者ないしはその相続人等から見られた場合ですね、同じ担税力がないというふうに認めて、市税にあるにもかかわらずですね例えば国税はそれは単なるっていうそのダブルスタンダードじゃないかと声がもしあったときに、同じ市として、担税力がないと判断した市税は減免しますと、で、同じ市でもって担税力があると、今度は国税の場合は減免しませんと言った時に、なかなかちょっとトラブルになるかなと、どっちなんですかって言われた時に、我々はあるんですないんですかと市民からの声にどうこたえていくのかなっていうのは、ちょっとこう苦しいかなという場面が出てくることも考えてる部分もございます。

豊明市　加藤
　碧南市さんどうぞ。

碧南市　　池田
　学生とか生徒の方のＱ＆Ａについては担税力という言葉がもろに出てきているので、同じ考え方でいけばいいのかなと思うんですが、死亡については担税力という言葉が出ていないので、ちょっと解釈に迷う。だから担税力はない、あるということじゃなくて、単純にこれは、もしそういう説明を求められたならば、国でそれは認められていないので減免はできません、というようなお答えをしようかなと、今まで思っていましたけども。

豊明市　加藤
　私もそこら辺のところすごく疑問に実は思っていて、どういうふうに整理するのかなというふうに考えておるんですけども。他に何かご意見のある市がありますでしょうか。この件につきましてはどうしましょう。 県の方、何か、ご意見ありますでしょうか。

愛知県　安井
　森林環境税の減免につきましては、総務省から示されたＱ＆Ａや法令の規定や処理基準等において総務省から説明されている通り、死亡や勤労学生といった理由によって一律に減免するという判断をされることのないよう、個々の納税者の方の担税力の有無を各市において慎重に見極めていただきたいというところです。
　県としましては、こういった点に留意した上で、各市において地域の実情を踏まえて、適切に判断いただきたいと考えております。
　また何かご質問等ありましたら県へメールもしくは電話等でお問い合わせいただければと思います。

豊明市　加藤

ちなみに豊明市の市民税の減免について死亡減免については、合計所得金額が210 万以下のものということで、減免規定が一応市民税ではありますが、森林環境税でどういうふうにするのかってのがまだ検討中でございますので、また担税力については、見極めると同時にどういうふうに規則等に落とし込むかというのは、とても難しいもんだなと思いますので、今後、今ここで明確な答えは出せないというふうに思いますので、情報交換等各地区で協議していただいたり対応していただければというふうに考えます。そういう答えでよろしいでしょうか。

特に何かご質問等あれば、挙手をお願いしたいというふうに思います。

大府市　杉江

担当からもちょっと話があって聞いて欲しいなというところがあったので確認しますが。森林環境税の納付済みのものについて免除を行うと、やっぱりこの還付っていうんでしょうか。

またそういったことについては、うちの場合大府市ではですね基本納税したものについて、それは当然、お話があったとしても還付っていうかしないんですけれども、そういったもの。還付みたいなそういった、変更するというかそういったことに合わせるといったところはあるところがあれば教えていただければなと思ったんですが。

豊明市　加藤

一旦収められた森林環境税について、亡くなられた方もですね、そのことについてもし減免が該当したというふうに判断された場合に、還付をするっていうのは住民税と他の制度もあんまり考えられないんですけども。

そういうふうな考え方を持ってみえる市はありますでしょうか。今のとこはない感じですかね。今後導入、減免の要件の導入をどういうふうに変化していくのかっていうのはまた各市町各地区でいろんな考え方が出てくると思いますけども。今のところはないというふうに判断をさしていただきたいと思います。大府市さんよろしいでしょうか。

大府市さん他に何かありますでしょうか。

大府市　杉江

ありがとうございました。

豊明市　加藤

今の件は県の方もご意見いただきましたので、これでありがとうございましたということで議題については以上というふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では続きまして議題 3、eLTAX で受信する税務関係書類の受理方法についてということでございます。これ議題を提出した私、豊明市より趣旨説明をいたしたいというふうに思います。

eLTAX を利用して様々な税務関係書類というのが、電子ファイルとして送達をされますけども、豊明市では少しでも効率的に処理したいというふうに考えており、各市どのような処理が行われているんだろうかそれとも当市としては異なる方法で行っている市

があるのかなど、お聞きしたくて議題として提出をさせていただきました。
　回答状況の概要ですけども、個人住民税に個人市民税については、概ね当市と同様な処理をされている市が多いような状況でございましたけども、中に給与支払報告書を取り込む際支援システムを利用している市が 16 市、RPA を利用してされる市が 6 市ありました。
　法人市民税の申告書の取り組みについては、バッチ処理等で基幹システムに取り込まれている市、手入力で取り組まれてる市それぞれそれぞれ半数ほどぐらいで、RPA で取り組まれている市が 1 市ありました異動届等については、全市手入力であるというふうに見受けられました。
　あと、償却資産のデータの取り組みについては、原則バッチ処理等で、電子データのまま取り込まれている市、手入力で取り組まれてる市がそれぞれ半数ほどで、手入力との併用を含め、RPA を導入している市が 5 市ありました。
　ご回答ありがとうございました。
　各市でご回答いただいているところでございますけども、補足したい、しがありましたら挙手をお願いしたいというふうに思います。
　よろしいでしょうか。
　それでは豊明市から西尾市と常滑市さんに質問させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
　固定資産税の償却資産の関係でございます。豊明市ではプリントアウトして、手入力で基幹系システムに入力をしておるんですけども。西尾市さんにおかれましては、申告データをダウンロードして、データの整合性チェックを行いますというふうに記載がありますが、そのデータの整合性のチェックはどんなふうに行っているんでしょうか。
　基幹システムで行っているのかまた独自のシステムがあるのか、またそれ以外の方法があるのか教えていただければと思いますよろしくお願いします。

西尾市　富田
　西尾市の税務課長の富田と申します。よろしくお願いいたします。データの整合性チェックの方法につきましては、eLTAX から抽出した一品明細データと、基幹システムから抽出した昨年度の申告データを職員が作成したチェック用のエクセルシートに取り込み突合します。申告漏れの有無や、課税標準額の誤りなどの観点から、整合性のチェックを行っております。以上です。

豊明市　加藤
　ありがとうございました。エクセルシートに抽出して、比較して整合性のチェックを行ってみえるということを理解しました。ありがとうございます。
　もしよければまたもう少し詳しいところを、教えていただければというふうに思います。次に常滑市さん、同じ償却資産の関係で、前回の明細と今回の明細を突合する独自システムを、同じようにエクセルで開発して使用されているというふうに記載があったんですけども。どんな方法で独自システムで突合されているのか教えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

常滑市　近藤
　常滑市の近藤と申します。今西尾市さんが多分言ったものと、内容はほぼ一緒じゃないかなというふうに思っております。当市も eLTAX で受信した償却資産のデータと、

基幹系に入ってるデータを CSV 形式で一つのエクセルファイルのシートに落としまして、突合をかけ、この時、突合かけるのは資産コードや資産名ではなくて、取得価格だとか数量、取得日、こういったものを数字化をして、突合をかけて、おります。

その突合をかけて、変更があったり、疑義があるものはまた別のシートに抽出されるようになっております。

最大のメリットは、償却資産が 100 件だとか 1000 件。もっとある場合もあると思いますけども、何が増えて何が減っているのかということが、瞬時にわかるような感じになっております。

個人が作ったものですので、保証とかできませんけども、もし興味があればご提供させていただきますので、直接担当へご連絡いただければと思います。以上です。

豊明市　加藤

ありがとうございました。西尾市さんとか常滑市さん両方エクセルシートを利用されて突合されてるということで、後日担当の方からも参考にためにお問い合わせできればというふうに思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

豊明市も標準化と同じタイミングで今、手入力で全部償却資産に入力してますので、効率的にやれればいいなと。そういうタイミングで導入できればいいなというふうに考えて、参考にさせていただこうと思って今回出させていただきました。ありがとうございます。ほかにこの件で何かご意見等がある市、ありますでしょうか。よろしいですかね。県の方この件についてはよろしいですかねありがとうございます。

どうもありがとうございました。議題 3 につきましては以上というふうにさせていただきます。続きまして、議題 4、現年分の収納率向上策についてです。

これも議題を提出した、豊明市より趣旨説明をいたします。

豊明市　小川

豊明市の債権管理課の小川と申しますよろしくお願いします。

豊明市ではですね、平成 30 年度に債権管理課が設置されて、設置した目的はですねやはり滞納繰越分がなかなか溜まってきている状況の中、介護保険料等の強制公債権の滞納処分のノウハウもなかなか乏しいということで、一元化とともにですね、債権管理課が設置されたという経緯がございます。

ということで滞納繰越分について、債権管理課では、力点を置いてやってきたというところでございまして、まだまだでございますが、それなりにですね、数字が上がってきたというところでございますけれども、現年分についてはですね、なかなか取り組み対策が見いだせてないという状況がございます。

つきましてはですね、現年分の各市の取り組みについてご教示いただきたいと思っております。

本市ではですね、現年催告を年4．5回程度送付している程度で、そのあとの追跡がなかなかできないというような状況もございます。

各市の取り組みについて具体的にお答え願いたいと思っております。以上です。

豊明市　加藤

ありがとうございました。回答状況の概要としてお伝えします。

コールセンター等催告について委託を行っている市が委託を予定しているという市を含めて 7 市、また会計年度任用職員とか徴収員等によって徴収に特化して、電話催告

等を行っている市が 9 市ございました。
　またショートメールにより催告を行っている市が 4 市あったと思っております。多くの市で、現年度分については早期に財産調査されているというふうにも見受けられました。ご回答ありがとうございました。
　各市でご回答いただいているところではございますけども、補足説明したい市がありましたら、挙手をお願いいたしたいと思います。一宮市さん、どうぞ。

一宮市　平松
　すいません。一宮市の「委託等がある場合」のところがちょっと、分かりにくいということを後で思いまして、補足させていただきます。令和 4 年支出金額が、二つ数字がありますが、正確にはその二つを足した合計金額、3,849 万 7,800 円が支出した金額であって、記載の二つがその内訳ということで、1,400 万円あまりが国保業務分でそれ以外の部分ということで 2,400 万円です。3 年契約と書いてあるのは、1 年当たり今言った 3,800 万円で 3 年契約しているのでそのように記載してあります。ちょっと分かりにくい表記で申し訳ありませんでした。

豊明市　加藤
　ありがとうございました。今の件とか、それ以外のことについてもよろしいんですが、何か補足説明とか、今この時点でのご質問とかあれば。お願いしたいと思いますけどもよろしいでしょうか。
　豊明市から追加質問をさせていただきたいので、よろしくお願いいたしたいと思います。

豊明市　小川
　ご回答ありがとうございました。
　各市の状況で、また詳しく読ませていただいて、のちに質問させていただきたいところもあるかと思いますのでよろしいお願いします。 セッカクノ機会ですので、二つの市にご質問をさせていただきたいと思います。
　はじめに半田市さんでございます。特別滞納整理の実施ということで、4 課合同で実施されているという回答がございましたけれども、具体的にどのように実施されているのかお聞きしたいと思います。
　電話とか、訪問だとか、その実施方法について、また、実施に際して 4 課の調整がなかなか大変じゃないかなというところが気になりましたのでそのあたりを聞かせていただければと思います。

半田市　門田
　座ったまま失礼します。半田市では春と秋の年 2 回、課税課・徴収課による4課合同の特別滞納整理を実施しています。もうかなり以前の平成 20 年度から、副市長をトップとした市税等収納向上対策本部という組織を庁内で作っていて、16 年目に入っています。そのため課税課においても滞納整理は定例業務の一部になっているので、特に何か特別な調整をすることはありません。
　4課というのは市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の課税担当の税務課、国保年金課、高齢介護課と徴収担当の収納課です。
　我々課税課には、現年分が滞納になっている滞納者が中心に割り振られ、比較的滞

納額も少ないような初期滞納者が割り振られます。
　各課税課に、収納業務検討部会員という担当者がいて、各課の進捗状況等管理を行います。収納課のサポート担当者も配置されています。
　滞納整理の方法としては、2 人 1 組のチームで、電話、臨戸、文書等で接触を図り、期間内の納付約束を取り付けます。
　年2回の特別滞納整理以外にも、課税課では督促期限にあわせての電話催告も実施しているので、年間4回から5回、滞納整理に関わっています。

豊明市　加藤
　ありがとうございました。今のことについて、ご意見とかご質問とか、ありますでしょうか。小川課長どうでしょうか。

豊明市　小川
　ありがとうございました。参考にさせていただきます。せっかくですので、もう一つ聞かせていただきたいなと思います。県内 38 市ございますけども、現年分の第 1 位を獲得されている大府市さんにぜひ聞きたいなと思っております。
　記載はですねさらっと書いてございますけれども。現年分について、滞納処分を早期に着手しているということでございますけれども、例えばですね、市県民税、一期分であれば、督促状出して 12 日後、でいうと、8 月頃には差し押さえ可能かなというふうに思いますけれども、実際にですね、いつごろから、どの程度までやってるのかっていうのが、我々滞納繰り越し分で、ガッツリいけるところでやっているものですから現年分について例えば少額のところをどこまでやるのかっていうところが、なかなかちょっとまだ掴めてないような状況もございますので。
　そういったところを少し具体的に教えていただければとよろしくお願いします。

大府市　坂野
　大府市の税務課担当課長の坂野と申します。よろしくお願いいたします。
　若干の説明が若干長くなっちゃうかもしれませんけどもご容赦いただきたいと思います。本市大府市は、一般市税と国保税、一位ということで総合徴収率は 3 年連続 1 位と言うことで、職員が一丸となって頑張ってる結果かなと。実は個人的なんですが私徴収長くて主任の時代から、課長までということで比較的たたき上げの状態で、やっておる状況です。
　大府市としてどういうふうにやってるかということにつきましてなんですが、滞納整理のほぼ、7 割が現年を中心に処分を行ってるという状況です。基本的には住民税につきましては先ほどお話あったようにもう 1 期ですと、8 月の頭には処分ができると。いう状況になっております。
　大府市では今どういうふうにどこまでやってるのかといいますと、住民税でいきますと第二期 8 月末の滞納についてすでに滞納処分を行っている案件が多数あります。固定資産税につきましても、すでに納期が来てるものというものを処分ができるものはすでに行ってると。国保税についても、2 期のものはもうすでに着手が始まってるという状況です。どうしてそういうふうに早く、どういうスピードでやってるのかということについてお話したいと思います。
　私どもは督促状が出るタイミングに合わせて、滞納管理システム、おそらくシンクを使ってるところ多いと思いますが、対応者リストを抽出機能を使って出します。抽出のポイ

ントはいろいろありますが、基本的に直近に納付がない人、30 日とか、連絡がない人という、いわゆるお金も払ってないし、連絡もないような人を中心に抽出をいたします。

そういった人をリスト化しまして担当の方が見ていきます。で、まずやることは、給与照会、給与所得者の場合住民税ですが、給与所得者のものは、督促を出してリストを出した後、おそらく督促後 1 ヶ月以内だと思いますが、給与調査を行っております。

このねらいとしましては、当然資力を確認すると、いうこともありますし、納めない場合はすぐさま処分。いわゆる預金口座等の把握というものをねらいますので、督促後 1 ヶ月以内には給与調査を行っております。

督促のコンビニでの有効期限は 1 ヶ月ぐらいあるんですが、先ほど言った給与調査と合わせて、本人への催告も、行っております。

催告は特に年何回というのを決めておりませんが、各税目督促が出た後、1 ヶ月以降には催告を発送するようにしております。催告は確認の職員を使いまして、先ほど言った抽出リストから出すという形にしてますので、ほぼ毎日催告を出していると。いう状況になっています。

そうなるとやっぱり、やはり給与調査をされますので、会社からまた本人から問い合わせがあって、納めるというケースが大多数でございます。やはり今までそういうことはやってこなかったんですが、この数年前からそういう形に切り換えました。理由としては早く処分をしたいと。現年の間で何とか滞繰に移したくないということもありまして調査をさしてもらってますが、一番の理由は、分割納付をいわゆる安易な分割納付を減らしたいというねらいがありました。

私も主任の頃から滞納整理やってますが、やはり相手の言うような、ある意味言いなりになっちゃうような分割納付が、いわゆる現年から滞繰へ移行させるひょっとしたら僕ら自身が滞納生み出してるんじゃないかと。いうこともございまして、給与調査をすれば、連絡があった時に、本人との話でこう矛盾とか出てきますので有利な形で納税交渉が進むことができるようなですのでそういった形で早期調査、早期処分という形で着手をしております。

すべてのものをやるというわけではなく、やっぱりポイントを絞ってます。

大府市の場合特に、あんまりこれ言っちゃうと秘密をばらしちゃうのかもしれませんがちょっとお伝えしておりますが。大府市では一番最初に、いわゆる滞納処分の候補に当たる人は、初めて大府市に来て、住民税ですけど、初めて大府市に来て、いきなり滞納した人例えば豊明市さんから大府市に引っ越してきました。

6 月に課税が発生しますけど。第 1 期でいきなりもう滞納者、大府でもういきなり滞納者。で、そういう人は真っ先に処分対象にしています。おまけにですね、大体 6 月になると、実態調査という名のもとで、各市から滞納状況。財産調査が来たりします。

そういう調査が、その滞納管理システムの記事で、一番最初に来る人。そういう人は、僕らとしてはよその市で滞納しているということなので、うちでも滞納するかもと判断しまして、とにかくそういった大府市でもいきなり滞納する人、よそからの実態調査が多数来ると、こういう人は危険、危険と判断しまして、もう真っ先に処分をしていくと、とにかく大府では滞納を許さないよというような形で進めている結果、かなりの市にご迷惑をかけません。いい流れができてます。

やっぱりマルマル市さんではこんなきついことこんなの初めてだと言われるところもありますが、結構効果は絶大だったかなと。給与調査の乱発っていうのはなかなかしにくいところあるかもしれませんが非常に効果はあったのかなと思ってます。

ちょっと話が長くなりましたが、基本的には本当に早くですね、調査ができるように、滞

納繰り越しをある程度執行停止等も踏まえて整理をしていきました。大府市は、その中でようやく滞納繰り越しから現年の方に本来あるべき姿に移行するまでの間に、実は、8年ぐらいかかる実は大府市で私が徴収に来たとき、平成 17 年だった 8 年だと思いますが、実は最下位だったんです。繰越分。現年も 23 位ぐらいだったと思います。

もうとにかく断トツ　ドベということで、これは何とかことで、皆さんの力を借りて何とかここまで来れたということで、もし現年の徴収率を上げたいということであれば、個人的にはやはり滞納繰り越しのやはり適正な債権管理っていうんですかね、いわゆる執行停止及び欠損というものを、少し考えてみるのも一案かなと思います。

そうすれば、必然的にですね現年にアプローチすることができますので、それが一番現年の収納率上げるのに、やはり効果があるんじゃないかなというのは、自分が徴収 12 年やってやってますけど実感として思うところであります。ちょっと長くなりましたけども、以上です。

豊明市　加藤

大変丁寧に伝えていただきましてありがとうございました。今の件で何かご質問等ある市はございますでしょうか。他よろしいでしょうか。

豊明市　小川

大変ありがとうございました。

豊明市　加藤

豊明市においてもコールセンター等も現在考えておってですね。それも込みでちょっと参考にさせていただければというふうに思っております。ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。県の方、今のことについてはよろしいですか。

愛知県　安井

県では、徴収事務の遂行に役立つような情報提供ということで、県の税務課を講師としまして、毎年春と秋に、市町村の徴収担当者向けの研修会を開催しております。参加者の方からも概ね好評を得ています。この徴収担当者向けの研修は、来年度も引き続き実施することを予定しておりますので、職員の方々を積極的に参加させていただければと思っております。

豊明市　加藤

ありがとうございました。ほかにこの件についてよろしかったでしょうかね。それでは、議題 4 につきましては以上とさせていただきます。

続きまして議題 5、その他に入らさせていただきます。東海都市税務協議会の報告について、名古屋市の神谷課長様からご報告がございます。神谷課長様よろしくお願いします。

名古屋市　神谷

東海都市税務協議会の活動状況ということで、私ですね、先ほどの質問の方でお答えをさせていただいておりましたけども、名古屋市の税務システム課長の神谷と申しますよろしくお願いしたいと思います。

本来ならですね、私どもの税務部の税制課長の方がお邪魔しましてですね、ご説明を

するところ代理で説明の方、させていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。まずですね税務協議会の活動状況ということで、お手元の方に資料等を置いてあるかと思いますが、この場をお借りしましてですね、東海都市税務協議会の活動状況の報告という形でさせていただきたいと思って思います。

それでは東海都市税務協議会、ということにつきましてはですね、全国市長会の組織でございまして、全国都市税務協議会の構成組織でございます。お手元に配布されております資料の会則にございますように、東海４県、愛知、岐阜、三重、静岡のですね各市で構成がされているといった状況でございます。

現在ですね、名古屋市の方が、愛知県の幹事といたしまして、事務局をですね担当しながら、同時にですね協議会全体の代表幹事の方、務めさせていただいているところでございます。協議会につきましては、税制改正に関する要望の取りまとめと、それから総務省に対する要望を主な活動ということでございまして、今年度につきましてはですね５月上旬に、各市に対しまして、税制改正に関する要望の照会をさせていただいておりまして、それと併せまして令和４年度の検討踏まえまして、要望事項の簡素化、重点化といったことにですね取り組んできたところでございます。

今回ですね総務省への具体的な要望活動といたしまして、幹事会議の方でですね決定した要望書の方を、８月に総務省の自治税務局長、それから税務担当審議官、それから企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長、企画課税務企画官の合計７名の方にですね、配布の方してきたところでございます。要望事項等につきましては、令和６年度地方税地方税制改正に関する要望書をですね、お手元の要望書の方ですね、ご覧いただくようお願いしたいと思います。

また内容につきましては、９月上旬にですね、各市に対して郵送の方させていただいたものと、同じものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。まず活動状況の報告につきましては以上でございまして、続きまして２点目なんですが、東海都市税務協議会の幹事の選任ということでございます。幹事の方でございますが、今回お手元にあります協議会の会則第五条におきまして、政令指定都市の、本市名古屋市でございますが、幹事として選任できるというふうにされているところでございます。政令市以外のですね、市の方につきましても、幹事を選任することができるとの記載もございます。

今回任期の方が２年ということでございますので、２年間ですね、幹事を今後ですねお願いできる市がございましたら、この場でですね、挙手をお願いしたいと思いますがどうでしょうか。

（挙手なし）

立候補される自治体はないということでございますので引き続き本市であります名古屋市の方がですね、幹事の方も今後も務めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上もちましてですね、協議会、それから幹事の選任等の報告につきましては以上でございます。ありがとうございました。

豊明市　加藤

ありがとうございました。せっかくの機会でございますので、会全体を通じて何かご意見とかご質問等ありましたら、挙手をお願いしたいというふうに思いますが。日進市さん。

日進市　嶋崎

日進市嶋崎と申します。一点、この場をお借りしましてお願いがございます。本日議題の方には上げさせていただいていないですが、本市で固定資産税の課税に関して各市の状況をお聞きしたい案件が１件発生したため後日メールで照会の方をさせていただきたいと思いますのでその際には、ご回答のご協力をお願いします。

豊明市　加藤

ありがとうございました。日進市さんから固定資産税の関係でご質問が来るということでご理解いただきたい。ご了承いただきたいとお願い思います。よろしくお願いします。他にございませんでしょうか。

瀬戸市　長谷

瀬戸市、税務課の長谷です。昨年の会議で、この同じ会議マイナンバー情報連携の活用状況ということを本市の方から提出をさせていきまして、県とのマイナンバー連携が必要だよねっていうことに同じような見解だったというふうに聞いておりますが、今年度もまだ特に進捗はなく、特に公営住宅の関係で照会。実際にこちらの方にこられて、我々の端末を準備して、今回２日ほど、3 日間、3 人が２日ほどっていうようなことで対応させていただきましたけれども、今日市町村課の方はこられてるので、県庁としてはこういったマイナンバー連携の、今後の具体化というのか何かロードマップのようなもの、スケジュールのようなものがもし何か方針が固まって見えたらお聞かせいただけたらなと。当日作業にこられた方にちょっとお伺いしましたら、システム乗せ換えを予定しておられて、それに合わせてになるのではないかというような、ちょっと曖昧としたお返事で、いつからこういったマイナンバー連携をやりますというようなちょっと明言はなかったので、そうした方針のようなものがありましたらお聞かせいただけたらなと思うんですが、よろしくお願いします。

瀬戸市　長谷

もともとのマイナンバーの方で、こういった公営住宅の入居に関してのものは、できるようなことになってると思いますけれど、実際は具体化してないので、実際に所得証明書取りにこられたりですとかそうした提出がない方は、公営住宅の部局の方が各市町回られて、実際にこの所得状況などを調査してるといういわゆる本当アナログな昔ながらの手法で事務処理をされておられると思いますけれども。そのあたりの県としてのマイナンバー連携、公営住宅の関係ですと保健所が多いかなと思いますけれども、そうしたものの具体化というのは何かありましたらということです。お聞かせいただけたらと。

愛知県　安井

情報を持ち合わせておりませんので、確認したいと思います。

瀬戸市　長谷

昨年度もほぼ市としてはぜひ進めていただけたらというのが総意だったと思いますので、当然コストもかかることだと思いますが、具体的に進めていただかないことにはちょっと、引き続き入居者の方ですとか、市町村職員の負担が多いというのは変わらない状況だと思いますので、ぜひちょっとそういった声をお届けいただけたらなと思います。２年連続で申し訳ございません。

豊明市　加藤

ありがとうございます。豊明にも来ております。マイナンバー連携できればと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。よろしいですかね。

特にないようですので続いて次第４、次年度の当番市の決定に入ります。次年度の当番市について事務局から説明をお願いいたします。

市長会事務局　成瀬

次年度の当番市についてでございますが、市制施行順によりまして、議長当番市は日進市さんにお願いすることとなります。日進市役所税務課主幹、嶋崎様、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

豊明市　加藤

それでは以上をもちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

市長会事務局　成瀬

加藤課長様、大変お疲れ様でした。これをもちまして、税務関係課長会議を閉会します。長時間にわたり、ありがとうございました。

なお、お車でお越しの方は、駐車券の押印をいたしますので、お申しつけください。また、お帰りの際は、事故等にはくれぐれも気をつけていただき、お帰りください。ありがとうございました。